

豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 虐待や経済的な理由等により一時的に自宅に帰ることのできない子どもたちに宿泊機能を備えた安心できる居場所を提供するNPO法人等（以下、「団体」という。）に対し、その事業運営に必要な経費の一部を補助することにより、当事業の円滑な実施と子どもたちの精神の安定を図ることを目的とする。また居場所に宿泊機能があることの効果検証等を併せて行うものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 定款又は会則を備えていること
- (3) 活動拠点が区内にあり、かつ区内で活動していること
- (4) 別表1に示す設備等を有する宿泊機能を備えた子どもの居場所について、法人事業として区内で1年間以上の運営実績を有すること
- (5) 営利的、政治的又は宗教的な目的を有するものではないこと
- (6) 本事業の趣旨及び区の子ども若者施策に賛同し、令和8年3月31日までの運営が可能な団体であること
- (7) 暴力団（豊島区暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。）又は暴力団関係者（同第3号に掲げる暴力団関係者をいう。）ではないこと。

(補助金の交付対象経費等)

第3条 補助金の対象経費及びこれに対する補助率等は別表2のとおりとし、交付額は予算の定める額を限度とする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、区長が指定する期日までに、豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に添付資料を添えて区長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条による補助金の交付申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査により内容が適正であると認めたときは補助金の交付決定をするものとする。

2 区長は、前項の場合において適正な補助を行うため、必要があるときは、申請に係る事項につき修正を加えて補助の決定をすることができる。

3 区長は、補助金の交付決定をする場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付すことができる。

4 区長は、補助金の交付決定をしたときは、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定通知書」(別記第2号様式)により申請をした団体に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 事業が終了したときは、区長に対し「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業実績報告書」(別記第3号様式)に、添付書類を添えて事業の実績を報告しなければならない。また、区長が必要と認めるときは、補助団体に対して、補助事業の進行状況に関する報告を求め、またはその進行状況を調査することができる。

(補助金の額の確定)

第8条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に照らして適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金額確定通知書」(別記第4号様式)により補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の確定通知を受けた補助団体は、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金請求書」(別記第5号様式)を区長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助団体は事業完了前に補助金の交付が必要な場合は概算払いによる補助金の請求を行うことができる。

3 補助団体は、前項の規定に基づき概算払いにより補助金の交付請求を行うときは、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金概算払請求書」(別記第6号様式)を区長に提出し、補助金の請求を行うものとする。

(決定の取消し)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、補助団体に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止もしくは取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助団体が補助金交付の条件に違反した場合
- (2) 補助団体が補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適切な行為をした場合
- (3) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定取消通知書」（別記第8号様式）により交付団体に通知する。

（補助金の返還）

第11条 区長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に關しすでに補助金が交付されているときは、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金返還命令書」（別記第9号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 区長は、第8条の規定に基づき補助金の額を確定した場合において、第9条第2項の規定に基づく概算払いにより交付した補助金の額が、当該確定した額を超えているときは期限を定めて、超えた部分の返還を命じなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は別途定める。

附則

この要綱は、令和7年8月25日から施行する。

別表1（第2条関係）

必要な設備・備品等	
宿泊機能	個室（宿泊の場合は原則一人一室を提供）、寝具
食事関連	調理スペース、調理設備（コンロ、オーブン、冷蔵庫等）椅子・テーブル（複数人が食事可能なスペース）、食器類
衛生設備	トイレ、浴室又はシャワー、洗面所、洗濯機、掃除用具等
安全設備	火災報知器、消火器、非常口、薬箱等
学習設備	学習机、図書等
リラックススペース	施設職員や他利用者とのコミュニケーションが図れるスペース
通信設備	電話機器、Wi-Fi
その他	セキュリティシステム、防災用品等

別表2（第3条関係）

補助対象経費	詳細	補助率
報酬		10/10 (算定額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て)
給料及び職員手当(賃金)		
共催費		
報償費(諸謝金)		
旅費		※区の予算額及び補助金の交付決定団体数により実際の交付額は変動する。
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費【会議費】、印刷製本費、光熱水費	
役務費	通信費、広告料、手数料、翻訳量、保険料	
委託料		
使用料及び賃借料		
負担金		
補助及び交付金		

各様式

別記第1号様式（第5条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付申請書

別記第2号様式（第6条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定通知書

別記第3号様式（第7条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業実績報告書

別記第4号様式（第8条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金額確定通知書

別記第5号様式（第9条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金請求書

別記第6号様式（第9条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金概算払請求書

別記第7号様式（第9条関係） 口座振替依頼書

別記第8号様式（第10条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金交付決定取消通知書

別記第9号様式（第11条関係） 豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金返還命令書

豊島区長

事業者名

代表者職

氏名

印

住所

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」交付申請書

標記の補助金について、次のとおり関係書類を添えて交付申請する。

記

1 補助金申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- 事業実施計画書(別紙1)
- 事業収支予算書(別紙2)
- 団体の定款、規則又は会則
- 団体の構成員名簿
- その他、申請事業の参考となる資料

【担当】

〒

送付先住所

氏名

電話番号

豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金
事業実施計画書

団体名 _____

1. 事業概要

事業名	
事業開始年月日 (最初に事業を始めた年月日)	
事業の目的・主旨	
事業の内容	
対象者	
事業の周知方法	

2. 事業計画

宿泊	開所日	
	受け入れ対象	
	予定実宿泊人数	
	予定延べ宿泊数	
	予定受講者数	
	実施内容 (具体的に記入)	
非宿泊	開所日	
	予定実利用人数	
	予定延べ利用回数	
	実施内容 (具体的に記入)	
その他	実施内容 (具体的に記入)	

3. 次年度以降の経営改善、自治体の支援によらない自立化に向けた取り組みについて

--

豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金
事業収支予算書

団体名 _____

（注）支出額は、要綱別表に掲げる補助対象経費のみを記載すること。

	科目	金額	算出内訳
収入の部		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金申請額	円	補助金交付申請書（第1号様式）の補助金申請額と一致させること。
	収入合計	0 円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
	円		
	支出合計	0 円	

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」交付決定通知書

特定非営利活動法人***
代表理事 *** 様

豊島区長 高際 みゆき

令和 年 月 日付で申請のありました「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」について、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付限度額 円
この補助金交付限度額は、補助の上限額です。
事業終了後の実績によっては減額になる場合があります。
- 2 交付の条件
(1) 補助の目的に反して使用をし、又は要綱に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命ずることがある。
(2) 事業が終了したときは、区長に対し「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金実績報告書」に、添付書類を添えて事業の実績を報告しなければならない。

【担当】

豊島区子ども若者課 子ども若者支援グループ
03-4566-2475

令和7年 月 日

豊島区長

事業者名

代表者職

氏名

印

住所

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」実績報告兼完了報告書

令和 年 月 日付 7豊子子発第 号により交付決定を受けた「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」について、次のとおり関係書類を添えて実績報告する。

記

1 補助金確定金額 金 円

2 事業終了日 令和 年 月 日

3 添付書類

- ・1 事業収支報告書
- ・2 収支を確認できる領収書等の証拠書類
- ・3 事業実績

【担当】

氏名

送付先住所 〒

電話

別記第4号様式（第8条関係）

7 豊子子発第 号
令和 年 月 日

特定非営利活動法人***
代表理事 *** 様

豊島区長 高際 みゆき

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」金額確定通知書

令和 年 月 日付 7 豊子子発第 号をもって交付決定した「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」について、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 円

【担当】

豊島区子ども若者課 子ども若者支援グループ
03-4566-2475

別記第5号様式（第9条関係）

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」請求書

令和 年 月 日

豊島区長

事業者名 _____

代表者 _____ 印

〒

住所 _____

令和 年 月 日付 7 豊子子発第 号をもって交付決定があった「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 添付書類
口座振替依頼書（別記第7号様式）

別記第6号様式（第9条関係）

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」概算払請求書

令和 年 月 日

豊 島 区 長

事業者名 _____

代表者 _____ 印

〒

住 所 _____

令和 年 月 日付 7 豊子子発第 号をもって交付決定があった「豊島区
宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」について、概算払により下記のとおり
請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 添付書類
口座振替依頼書（別記第7号様式）

別記第7号様式（第9条関係）

口座振替依頼書

令和 年 月 日

豊島区長

事業者名	
代表者	⑩
住所	〒

私は豊島区長より受ける「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」について、下記の口座へ振込み依頼いたします。

銀行等	銀行名	銀行・信用金庫・信用組合・ ()		
	支店名	支店	口座種別	普通・当座
	口座番号			
ふりがな				
口座名義人				

（指定口座についてのご注意）

1. 代表者以外の口座に振り込む場合は、委任状が必要です。
2. ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は、支店名は支店番号（漢数字）を記入して下さい。

別記第8号様式（第10条関係）

7 豊子子発第 号
令和 年 月 日

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」交付決定取消通知書

特定非営利活動法人***
代表理事 *** 様

豊島区長 高際 みゆき

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」の交付決定を下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

- 1 決定取り消しの対象者
事業者名
代表者氏名
- 2 取り消し日
- 3 取り消し理由

【担当】

豊島区子ども若者課 子ども若者支援グループ
03-4566-2475

別記第9号様式（第11条関係）

7 豊子子発第 号
令和 年 月 日

「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」返還命令書

特定非営利活動法人***
代表理事 *** 様

豊島区長 高際 みゆき

年 月 日 7 豊子子発第**号により、「豊島区宿泊機能を備えた子どもの居場所事業補助金」の交付決定を取り消しましたので、既に支給済みの下記補助金の返還を命令いたします。

記

1 対象者
事業者名
代表者氏名

2 変換金額 _____ 円

3 変換期限

上記金額について、 年 月 日までに返還してください。

【担当】

豊島区子ども若者課 子ども若者支援グループ
03-4566-2475